

第 2 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

第 1 回会合の主な意見

2023年 9月12日

総務省

総合通信基盤局

第1回会合（9/7）林委員提出資料

2. 「特別委員会」での検討の視点

- NTT法の在り方は、通信政策の根幹に関わる問題であるため、検討に当たっては、特に以下の視点で見直しを検討することが重要
 1. ユニバーサルサービスの確保： 過疎地を含む全国への通信サービスの提供
 2. 国際競争力の強化： 研究開発と国際展開の推進
 3. 公正競争の確保： NTTグループの市場支配力行使・濫用の抑止
 4. 経済安全保障の確保： 外国の影響力の限定

1. 通信サービスが全国に届けられる（ユニバーサルサービスの確保）

- ・ブロードバンドインフラは、**国民負担により構築された全国津々浦々の電柱・管路等の上に敷設され、光ファイバは携帯電話の基盤としても機能。NTT法3条のあまねく提供責務は、「ブロードバンドのユニバ」の責務に「かさ上げ」してはどうか**（林委員）
- ・**ブロードバンドをユニバに加える方向は賛成**。どのように全国に使えるようにするかを検討していきたい（長田委員）
- ・負担が大きいことは承知しているが、**ユニバについてもNTTに担ってもらうことを期待**（大谷委員）
- ・黒電話がユニバの対象である点は見直すべき。**ブロードバンドでは、ユニバの担い手が多様な点（HFC方式、ワイヤレス固定）が電話との違い。ラストリゾートの確保が課題であり、国が何らか指定するなどの対処が必要**になると思う（関口委員）
- ・**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバに含めるのか**について、技術動向を見ながら**迅速に検討が必要**（岡田委員）
- ・**固定電話をユニバとすること自体を切り捨てるのは乱暴**。電話について、**不採算地域以外にもメタル固定電話以外の技術による提供を検討してもよい**（藤井委員）、**他者設備の更なる利用を含め、経済合理的な方法を選択可能とすべき**（大谷委員）
- ・ワイヤレス固定電話や技術中立の発言があったが、技術中立と言うからには、**サービス品質の基準の明確化が必要**（相田主査代理）

2. 「低廉で多様なサービス」が利用できる（公正競争の確保）

- ・**移動通信業務など公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、現在、活用業務の届出が必要な固定通信の県間業務は、本来業務化**することが最低限必要（林委員）
- ・設備競争とサービス競争の両面による公正競争の確保で利用者のアフォーダビリティと品質を両立。**電気通信事業法の非対称規制は持続が必要**（大谷委員）
- ・設備設置者のみがサービス提供する時代でなくなった。**事業法で見べき公正競争は設備よりも上流に広げるべき**と言われており、**レイヤーごとに見ることは必ずしも適切ではなくなっている**（大橋委員）

3. 「国際競争力」を強化する

- ・ **1985年頃は、ほぼ全ての業種で、大手企業は研究所を持ちそこで基礎研究も実施。現在は、多くの企業で研究所をやめている。**国際競争力を維持するためには、国外でなく**国内の大学や研究機関に資金が流れる仕組みが必要**（相田主査代理）
- ・ 国際競争力強化の観点から、**研究成果の普及責務の撤廃は一つのオプション**。他方、**研究推進の責務の撤廃は、NTTの基礎研究の促進の観点で問題**。研究所をなくし**基礎研究ができず、応用研究に進めない電気通信系企業が多数ある**(藤井委員)
- ・ 「**基盤的研究 = NTT持株**」、「**応用的研究 = 地域NTT**」の区分けは再検討の必要があるのではないか。また、**研究成果の普及責務が「開示ありき」としていることは研究開発インセンティブに逆行するのではないか**（林委員）
- ・ **イノベーションを目指した競争を前面に出して考えるべきであり、研究開発に係る責務は見直しが必要**（岡田委員）
- ・ **NTTから色々イノベーションが生まれ、日本の通信が世界最先端を維持**。良い所が失われず、より良くなるものになりたい（矢入委員）
- ・ **国内規制がそれなりに課されると国内にリソースが割かれるため、必ずしも国際業務に全く影響がないというわけではない**か（大橋委員）

4. 「経済安全保障」を確保する

- ・ 外為法が問題となったのは**Jパワー事件のみ**。これだけで**外資規制の問題がクリア**されると考えるには**慎重な検討が必要**（林委員）
- ・ 同じ外資規制であっても、**外為法とNTT法は目的と手段の両方に違いがあることに留意すべき**。**外為法**や**電気通信事業法**などの**個別法でしかできないことを整理**すべき（渡井委員）
- ・ 外為法は、**国の安全を損なうおそれ等のある株式取得に限定して中止勧告・命令**をするものである一方、NTT法には**そのような限定はなく、1/3以上の外国人の議決権保有を確実に防止**するものである点に留意が必要（林委員）
- ・ 過去の放送の外資規制の検討では、事業別比較等をしたところ、**外為法と外資規制は重なる部分もあるが、外為法での代替はリスクが大きいとの意見が強く、外資規制の緩和は部分的になったと記憶**。NTT法でどう考えるかは今後検討したい（山本委員）
- ・ 制度の実効性確保のため、**外資規制や政府の株保有は必要**（大谷委員）

視点		主な意見
1	通信サービスが「全国に届けられる」	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでも技術革新を踏まえた制度改革に取り組んできたが、固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。 ● ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題。確保方法としては、NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと等を検討すべき。 ● 不採算地域でのサービス提供の確保のためには、サービス品質を確保した上で、無線技術の活用を含めて、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要。
2	「低廉で多様」なサービスが利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ● IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とするNTT東西の業務範囲は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要。
3	「国際競争力」を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務については、原則開示の運用の見直しが必要。 ● 研究所を縮小して基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数ある等の課題を踏まえ、研究の推進の責務については、イノベーション促進の観点から検討すべき。
4	「経済安全保障」を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ● NTT法の外資規制については、外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要。

(注) NTTへの国の関与の在り方（外資規制、政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。